



## 第25回 違法な警察活動の事後救済の困難性 —違法な職務質問の調査を踏まえて—

人権擁護委員会委員 市川 洋樹 (70期)

### 1 事案の概要

警視庁三鷹警察署の警察官が、複数で、ある日の深夜の少なくとも約30分間、警察官職務執行法（以下「警職法」という）2条1項が規定する不審事由に該当しないA氏に質問した。その間、警察官らは、名前及び所持品について執拗に質問をし、停止を求めたり、身体に手を触れるなどして同行を求めたり、A氏をパトカーに乗せ警察署まで連れて行こうとした（以下「本件質問等」という）。

当会は、2023（令和5）年10月12日に、本件質問等の行為がA氏の意味に基づく行動の自由（憲法13条）を侵害したものと判断し、警視庁に対して、勧告をした。

### 2 警職法2条1項の定める不審事由の有無

警察官らは、質問の当初、A氏に対して、名前を聞いたようである。A氏は、質問に答えるかどうかは、任意であり、答える必要がないものと考えて、その場を立ち去ろうとした。本件では、警職法が規定する不審事由を認定する要素になり得ることとしては、深夜に歩いていたことのみである。しかしながら、成人が深夜に歩いていること自体だけでは、通常、本件質問等をする必要性は認められないと考えられる。

例えば、X氏という者が犯罪をしたことが発覚したことから、X氏を発見するために、X氏がいると想定されるある程度特定された場所で氏名を聞くといったことであれば、警職法2条1項が規定する不審事由が認められる余地があると考えられる。しかしながら、通常、警察官が、誰が道を歩いているかを知ることができたとしても、その情報が何に役立てられるのか不明である。

### 3 違法な警察活動の事後救済の困難性

警察官に声を掛けられた際、長時間の足止めをされてしまうより、名前を直ぐに答え解放してもらう方がいいと考える人が多いかもしれない。しかしながら、名前を答えたら、次々に質問がなされるかもしれない。質問のなかにはどうしてもそんなことまで答えなければいけないのかと思うものもあるかもしれない。仮に事後的な救済を求め国家賠償請求訴訟を提起したとしても、時間及び費用の負担は小さくない一方で、請求が認容されるハードルは高いと言わざるを得ない。筆者が調査した違法な職務質問として国家賠償請求が認められた裁判例では、損害額は3～5万円であった。

筆者自身、大学生の時、深夜に警察官から自転車に乗っていないにもかかわらず大きな声で自転車に乗っていただろうと、質問されたことがある。筆者が説明をしたら、警察官は、最終的には見間違いだったかと呟き、解放された。本件質問等と比較すれば些細なものかもしれないものの、誰が自転車に乗っていたのかも確認しないまま質問をするのか、自転車に乗ることが悪いことなのかと、不信感を感じたのを今でも覚えている。

日本社会で警察は正義の象徴と受け止められているだけに、例え二言三言の質問であったとしても、不信感を抱かせるようなものであれば、その相手は、警察への強い信頼の裏返しとして強い不信感を抱くようになったとしてもおかしくない。申立人は、複数の警察官に屈辱的な思いをさせられ、それだけでも辛いにもかかわらず、形はともかくそれを汲んだ救済がなされず、言わばなかなか理解者を得ることができなかった状態はおのこ辛かっただろうと考える。であるからこそ、違法な職務質問がなされないことが国民にとっても警察にとっても一番であり、その実現を求めたのが本件勧告の趣旨である。